

中世後期イングランドのジェントリと州共同体に関する覚書

朝 治 啓 三

Summary

Community of the Shire and the County Gentry in Later Medieval England

Keizo Asaji

Recent studies on the gentry in fourteenth- and fifteenth-century England have given a new idea about the relation between the community of the shire and the county gentry. Among those the studies by Dr. Maddicott and by Dr. Given-Wilson will be briefly sketched out with some comments in the following pages.

According to Dr. Maddicott's research the community of the shire became increasingly a stage where various political and administrative problems were presented either from the crown or from the inhabitants of the shire. On the other hand Dr. Given-Wilson explained how successfully king Richard II used patronage to grasp the leading gentry in each shire in his affinity before he changed the policy in 1397.

If the research on county community is made in relation to the royal policy rather than in the context of local history, we will be able to get a better understanding of the social structure as well as the political history of later medieval England.

本稿の目的は、中世後期イングランドにおけるジェントリと州共同体との関係について、最近の研究史を辿り、いくつかの争点を取り上げて比較し、今後論じられるべき、あるいは実証されるべき点を探り出すことである。

1 制度としての州共同体

州共同体とは何かについて従来からよく見られる説明は、国家の統治機構の一部としての位置付けに基づくものである。その一例としてブラウン Brown, A. L. の『中世後期イングランドの統治』にみられる説明を紹介しておこう¹⁾。同書の「地域共同体における国王の権威」と題された章では、1272年から1461年の期間についてシェリフ、コロナーなどの国王の地方役人に関する制度的説明のほか、ハンドレッド、自治都市といった地域の行政単位ごとの統治機構の説明が見られる²⁾。この期間全体にわたる一般的特徴としては、①escheators、tax collectors、arrayers、Justices of the Peace などの新たな役職が設置されたために、シェリフは次第にその権限を奪われていくこと、②治安判事 Justices of the Peace が指揮する四季法廷 Quarter Session が、15世紀末までにはそれまで続いてきた州の裁判集会 county court にとって代わること、③役人の世俗化などの事実が指摘されている。これら三点についてやや詳しく見てみよう。まずシェリフの権限について。シェリフは4～6週間ごとに州の裁判集会を、また年2回のハンドレッド裁判集会を主宰する。国王の巡回裁判官が巡回してきた際には、王からの令状に従って陪審を選ばせたり、出席義務者を召集したりして裁判を準備し、判決が下されると、その執行、罰金の徴収、不動産等の差押え、当事者の身柄の拘束等の処置をとる。また州内の王権に属す収入をとりたてて財務府へ会計報告をする。コロナーや御料森官の選出を行なう。ある時期までは州の民兵の統率役を勤めた。制度面から見たこのようなシェリフ像に加えて、著者は裁判権行使や金銭とりたてにからむシェリフの職権の不正使用があったという指摘や、シェリフ職に誰が任命されるかをめぐっての政治的かけひきの事例の紹介などを行っている。

次にエスチーターについて。国王の直臣が死亡するとエスチーターは大法官からの令状に基づいて、その封土を一たん王の手に没収して調査し、記録を作成する (inquisition post mortem)。相続人が成人の場合はその人の王への臣従礼 homage と誠実誓約 fealty を取り、封土をその相続人に引き渡す。もし相続人が未成年の場合には、その人に対する王の後見権のための、また成人した女子相続人の場合には封土の分割相続のための土地調査を行う。未亡人への寡婦産の割りあてもエスチーターの仕事である。その他、死亡以外の理由で王の手に没収されることになった封土の没収 forfeiture、空位期間の聖職領、死手 mortmain へ封土が渡されていないか否かの調査をも実施した。エスチーターは1232年以降、トレント川を境に北英と南英に一名ずつ任命されていたが、1341年以降は各州に一名おかれることになった。この職に任命される人の資格としては、1368年の法により在地の人で年収20ポンド以上の騎士と定められた。

次に治安判事について³⁾。前身は13世紀後半のバロンの反乱の最中に、改革派バロンによって1264年に任命された治安官 *custos pacis* で、当時は州の民兵を指揮する治安維持のための役職であったが、1361年の法によって裁判権を与えられ、1388年には年4回のいわゆる四季法廷を開催するよう命じられた。その後活動範囲を著しく拡大し、制服と訴訟幣助 *Livery and Maintenance* の監視、奢侈禁止法の実施、もの請いや浮浪者、異端の取り締まりなど、人々の日常生活に深く係わる事項を取り扱う役職となった。14世紀には州あたり2~3人であったが、15世紀には15~20人が任命された。州内のジェントリが議会へ請願し実施を願った提案が実現した場合には、それを実施するのは治安判事であったことに著者は注目している。

これら三つの官職以外にも城守 *constables*、徴税官、民兵指揮官 *arrayers* などが居たが、このことは必ずしも州レベルでの王の官僚体系が成立したことを意味しない。というのは実際には州は在地の複数グループによって自治を行っていたからである。国王と在地の共同体との繋がり、パトロネジを契機とする個別的なものであった。地方官の不正に対する中央からの処置としては、巡回裁判官の派遣、違反者の中央への召喚などがあった⁴⁾。以上紹介したブラウンの論旨からは、地方行政単位としての州とそこでの役職についての情報が得られるものの、州共同体については、例えば共同体がどのように成立したのかとか、どのように機能したのかといった具体的な点についての説明は読みとれない。

その意味ではウォー *Waugh, S. L.* の『エドワード三世治世下のイングランド』の方が、州共同体についてより詳しい説明を与えてくれる。彼の著書の第10章「地域共同体における法と秩序」の内容を要約しておこう⁵⁾。

ウォーによれば王権は地方レベルでは統治制度を独占し得てはおらず、地域住民にとっては領主、教会そして共同体と並ぶ権威の一つにすぎなかった。14世紀の地方統治には四つの傾向が読み取れる。まず第一は戦争があったことや、数多くの立法がなされたことなどによって、国王の地方官の仕事が増大したことである。第二は地方統治に関して、在地エリートたちが支配力拡大の努力をしたことであり、それは例えば、官職保有の期間や役職内容を決定する際に彼等が主導権をとったことに現れている。王権は一部の在地人を味方につけて地域社会を統治しようとしていたが、その人々でさえ、王権もしくは地域共同体のどちらか一方にのみ味方するとは限らなかった。第三はそれら地方官による不正である。王権は公平な統治を維持する努力をした。第四は王権が統治行為の一環として、領主、教会、共同体に特権や特権領を与えたため、王権が直接介入し得ない分野を作ってしまったことである。

このような見通しをたてて、著者は14世紀の地域社会の法と秩序を概観しているが、中でも詳しく分析しているのは、地域社会の治安維持の主導権を誰が掌握するかという問題である。1300~1340年の間の重罪 *felony* 全体のうち、殺人が占める割合は18%にも上る。その原因としてはこの時期の穀物価格の上昇も考えられるが、むしろ戦争あるいは戦争後の戦士団による犯行に帰されるべきであると著者は言う。彼等が盗賊団を結成して狼籍を働いたり、貴族が私兵を養って組織的に乱暴なふるまいをした。政府は私兵 *retainers* を養うことを禁ずる法律⁶⁾などで対処したが、その効果は疑わしく、議会の庶民からは何度も法律の整備とその有効な適用を

望む不満の声が聞かれた。実を言えば王権が任命した役人が法に違反したり、住民に被害を与えており、それらの者を処罰するのは困難であった。不正を取り締まるべき王の巡回裁判も、裁判収入を目当てにしていたこともあって地域住民は不満を持ち、議会庶民院は苛斂誅求を非難した。さらに庶民は治安判事の任命権やその権限内容の決定権を、王権が独占してしまうことにも反対した。

地域社会のエリートたちは州を単位として共同体を作り、時折会合を持ち、自己の要求実現のために努力した。在地の土地保有者のみにシェリフ、コロナーなどの官職に選ばれる資格を認める規定（1311年の Ordinance や1340年、1371年の Statutes など）が作られたり、治安判事が事実上在地の人々によって占められたりする結果、州共同体は現実的な力を持つに至った。それは王権のみならず、大貴族の地域社会への介入に対しても対抗し得た、と著者は総括している。

このように著者は州共同体が在地のエリートたちの利害を代表する一種の団体であったとみなしているようであり、その意味ではブラウンよりは明確に、州共同体を国制の中に位置付けていると言える。しかし、気になる点もある。州共同体はどここの州でも反王権、反大貴族であったのだろうか。州共同体内部での対立は無かったのだろうか。在地エリートはどのようにして州共同体の意見を集約し得たのだろうか。著者は治安維持分野の分析から州共同体の存在を実証しているが、司法や行政、財政の分野でも州共同体の自律性は立証し得るのであろうか。

ブラウンとウォー両者の説明は異なっている面もあるが、シェリフ、コロナー、治安判事などの官職が州共同体の要をなしており、その職に在地の人々が就いたという事実をもって、在地の利害を体現する団体として州共同体を想定する点は共通している。いわば制度と人事の面から地域社会の構造を説明しようとしている。そこで次に、これとは別のアプローチの仕方でも州共同体を理解するマディコット Maddicott, J. R. の説明を見てみよう⁷⁾。

2 州共同体と政治

マディコットによれば、州を単なる地域区分としてではなく、共同体として把握すべきことは既にメイトランドが指摘していた⁸⁾にも拘らず、これまでのところ、大概のイングランド史の叙述は、14・15世紀に関しては、主として州共同体に対してよりも、領主権やその支配地域の方に関心を寄せてきた、と言う。つまりもっと後の時代、例えば17世紀と比べると14世紀には領主権の方が隆盛で、共同体は従属させられていると、一般にはみられている。しかし、実際には14世紀においてさえ、大貴族は州の政治においては必ずしも実権を掌握し得てはいない。大貴族はその息がかりの者を州代表として議会庶民院に送り込もうと画策したが、州における選出の際に優先された原理はそのような大貴族の意向ではなくて、地元土地保有する者という、いわば共同体的心情であった⁹⁾。また地方では州共同体の早期における存在を是認するが、時期は10世紀にまで遡るといふ見解も在る¹⁰⁾。しかしこれまでのところ、13世紀以前の州に関する議論は、主として州の裁判集会 county court に係わる、いわば制度的な分析に力点を置いていた。残念なことに当時の州が共同体としての纏まりを持っていたのか否かについては、史

料が不足しているため確実なことは述べられない。という訳で、制度や枠組みとしての州ではなく、共同体としての州を、史料に基づいて示し得るのは14世紀以降のことであると、マディコットは述べている。以下彼の主張を紹介しておこう。

州の裁判集会所が持っていた司法的権能は13世紀の内はかなり失われた。それは誤審令状によって訴訟が移送されたり、国王の平和を侵害した罪としてのトレスパス訴訟が広く用いられたり、40シリング以上の金額に係わる訴訟が国王法廷の独占するところとなったためである。その一方で州の裁判集会所の政治集会所としての性格が表面化してきた。それは例えば議会で意見を述べたり請願したりする州代表を選出する際や、政府の要求について議論するという形においてである¹¹⁾。その他にも政府が地域社会に対し、議会制定法を公布したり、命令を傳達したり、時には地域社会の意向を伺ったりする場合には、そこで議論をまきおこしたであろう。議会に提出すべき請願についての議論もあっただろう。ところで従来はそのような議論に携わったのは、地元の有力者や大貴族のステュワードたちだけではないかと言われてきた。その場に出席していたのは制度史的説明によれば大貴族やその代理人シェリフとその下僚、コローナ、ハンドレッドのベイリフ、土地保有権に由来する出廷義務者 *suitors*、陪審、訴訟当事者、法律家たちということになる。このうち議論の主導権を握っていたのは大貴族のステュワードと、地元有力者であったという主張はこれまでに度々くり返されてきた¹²⁾。しかしよく調べるとこれらの人々以外にも出席者は居たし、発言をしたようなのである。例えば議会へ送る代表を選出する際には、シェリフはその選挙に立ち会った者の名前や、代表に選ばれた者が議会に出席することを請負う者たち *mainpernors* の名をも中央に報告した。この役を担わされた人々の名には、*le Rave*, *le Serjaunt*, *le Bailiff*, *le Provost* など荘園管理人 *reeve* を表わす称号がついている場合が多い。つまり騎士が州代表として選出されると、彼の所領の管理人が御主人様の議会出席を請負わされた訳である。ところでマディコットの調査ではこのような組合せは1332年をもって終わり、かわって選出された代表とは主従関係が無く、単にその場に出席していた者の中からアト・ランダムに指名されたと思われる人の名が、請負人として登場するようになる。村の代表4名とリーヴ1名とが巡回裁判の際、裁判の場に出席させられていたということは制度史研究で明らかにされていることだが、14世紀に議会への代表を選出する際にも、これらの人々が出席していたことも上記の調査は教えてくれる¹³⁾。

既述のように政府の命令や議会での決定を地域社会へ傳達し、周知を図る場としても州の裁判集会所は機能した。例えば1330年にエドワード三世は宮廷での実権を掌握するためモーティマを逮捕したが、その知らせは直ちに州へもたらされ、集会所で傳達された。シェリフはそのような情報ができるだけ広まるような取計いを命じられた。傳達は英語でなされた¹⁴⁾。こうした情報や裁判集会所での決定は州内の要所に記録・保存された。ケムブリッジシャーではケムブリッジ城に保存された記録を、地元の修道院のカノン *canons* が参照していたことが知られている。これらの情報を知らされた地元の人々の政治的関心の強さがしのばれる¹⁵⁾。

州代表となった人が中央で公的役務を果たす際には、彼等は州の人々の私的な依頼、例えば私的な請願の依頼にも応じた¹⁶⁾。記録に残されている州の請願だけが、その州の裁判集会所で話

し合われた唯一の意見では無かったのである。そこには何通りもの意見が出され、相互に対立したり、矛盾する場合もあったはずである。中央での決定に結びつき得る可能性がある場合には、州での議論は政治性を帯び、活発になったであろう。結果的には共同体として一致した見解を出し得ないこともあり得る。その意味で州共同体は独自の意見をもつ権力主体ではなかったし、州の裁判集会での決定は必ずしも、州の全住民を拘束し得た訳でもない。14・15世紀の州共同体とはそのようなものであった。

以上マディコットの州共同体論を見てきたが、その特徴は州共同体を特定の利害、関心を持つ権力主体とみなすのではなく、様々な階層の様々な意見を持つ人々が出席して意見を述べるための「演壇」¹⁷⁾とみなしている点にある。13世紀にはこれほど政治的な議論が州規模でなされたとは考えにくい。13世紀に定期的に行われていた国王巡回裁判が、14世紀には衰退していくのも、州共同体の成長と関係があるかも知れない。このような州共同体の成長に、政府はどのように対処したのだろうか。次にこの問題にとり組んだギヴン・ウィルソン Given-Willson, C. の研究を見てみよう¹⁸⁾。

3 アフィニティと州共同体

これまでの州共同体をめぐる研究には二つの流れがある、とギヴン・ウィルソンは言う。一つは14・15世紀ランカシア、チェンシアに関するベネット Bennet, M. J. の研究に見られる流れで、州はジェントリの政治的共同体としての性格を強く持ち、地元ジェントリは結婚、血縁、官職保有、土地保有などを通じて強く結びつき、権力ブロックを形成していたとみなす解釈である¹⁹⁾。もう一つはチェリ Cherry, M. のデボンシアに関する研究に見られる流れである。この州ではデボン伯を頂点にジェントリ全体を包み込む巨大なアフィニティが形成されていたという実証に基づき、州の政治的共同体は大貴族の意向の下に、彼の支配体制の中にとり込まれていたとみなす解釈である²⁰⁾。これら二つの解釈は全く正反対の解釈のように見えるが、ギヴン・ウィルソンによれば、これら二人の研究者の主張は、大貴族の主導権の下にか、あるいは地元ジェントリの共同意志によるかはともかく、州は結局一つの政治的意志を持つ権力体として把握され得るという点では共通している。そのような権力体としての共同体は、ありのままの州共同体とは言えないのではないか。それはむしろ大貴族の権力ブロックを州共同体と混同しているのではないか。実際、チェリのとりあげたデボンシアの例では、ジェントリが伯のアフィニティにとりこまれた契機は伯一族との結婚とか土地取引きでの伯との共同事業であって、自然発生的なものではない²¹⁾。ベネットがジェントリ共同体型とみなしたランカシア、チェンシアの場合も、15世紀には Stanley 家によるジェントリの取り込みが実現して、大貴族支配型の州にかわってしまう²²⁾。

ではギヴン・ウィルソンにとってありのままの natural 州共同体とは何なのか。結論を先取りすれば、それはマディコットが考えたのと同様、権力体としての州共同体ではなく、州の住人の様々な思惑のぶつかりあう場としての州共同体であろう。彼の説明を見てゆこう。

1399年、ランカスタ家の相続人ヘンリ・ボリンブルックに捕えられ、廃位に追い込まれたプ

ランタジネット家のリチャード二世ではあったが、親政開始後1397年の宮廷クーデターに至るまでの彼の地方統治の政策は、むしろ成功していたと言うべきである。各州の指導的ジェントリを王のナイトやエスクウィアとして household ないしアフィニティに取り込み、彼等の影響力を通して間接的に地域社会の政治に関与した²³⁾。王にかかえられたジェントリは政治力、行政能力を評価された訳である²⁴⁾。各州それぞれの性格の異なる州共同体が成立していたが、王はそれらに直接触れることはなく、州内での影響力の強いジェントリの活躍に期待した。リチャードはある理由からこの政策を1397年に棄てるが、それが命取りになって、王位はヘンリ四世へ移る。ヘンリはリチャードの上記の地方統治政策を引き継いだ。1390年から1413年の間、イングランドのカウンティ・ジェントリの約十分の一は王に抱えられていたといたという²⁵⁾。これだけ規模の大きいアフィニティを持つ貴族は居なかったから、14世紀末から15世紀初頭にかけての時期には、地域に直接介入しなくても王の地方統治は成功したのである。

州共同体と国王のアフィニティとを結びつけて理解しようとした点が、ギヴン・ウィルソン説の独自性である²⁶⁾。例えば治安判事などの地方官職が中央から派遣された人材によってではなく、在地の人によって占められたり、王が有効な官僚制を持っていなかったという事実を、これまでのように王権は地方統治に関与し得なかったと解釈するのではなく、王自身が州の指導的ジェントリを取り込んでアフィニティを形成し、地域社会の政治に関与し得るルートを確保していたという解釈がその一つである。また大貴族がアフィニティを形成している州では、在地ジェントリには全く発言力、政治力がなかったかのように解釈されてきたが、実際にはそのような州でもジェントリは大貴族の思い通りに動いた訳ではなかったという事例の紹介も重要である²⁷⁾。州共同体は権力体ではなく、場であるという認識に基づくとみなしてよいだろう。ギヴン・ウィルソン説はマディコットの州共同体に関する説明を受け入れ、さらに州共同体と国王の地方統治政策との関連性を、アフィニティを使って説明しようとしているのである。

以上三つの節に分けて州共同体に関する幾つかの学説を紹介した。一般的に言えば制度面だけで州共同体を説明する考え方は、もはや有効性を失ったと言ってよい。今後取り組まれるべき課題の一つは、各地の地域社会の政治権力構造がイングランド全体の国制とどのように係わり、相互に影響を与え合っているのかを示すことであろう。地域ごとの実証研究は不可欠ではあるが、国制全体への目配りも必要である²⁸⁾。

註

- 1) Brown, A. L., *The Governance of Late Medieval England 1272-1461*, London, 1989.
- 2) *Ibid.*, pp. 141-155.
- 3) *Ibid.*, pp. 122-128
- 4) *Ibid.*, pp. 146, 151.
- 5) Waugh, Scott L., *England in the reign of Edward III*, Cambridge, 1991, pp. 153-169.
- 6) *Ibid.*, p. 162.
- 7) Maddicott, J. R., 'The County Community and the Making of Public Opinion in Fourteenth-Century England', *Transactions of Royal Historical Society*, 5th ser., vol. 28, 1978, pp. 27-43. (以下 County Community と略記) ; Do., *Law and Lordship: Royal Justices as Retainers in*

- Thirteenth– And Fourteenth–Century England*, Past and Present Supplement 4, 1978.
- 8) Pollock, F. and Maitland, F. W., *The History of English Law*, vol. 1, Cambridge, 1898, p. 534.
 - 9) Maddicott, County Community, p. 28.
 - 10) Pollock and Maitland, *op. cit.*; Morris, W. A., *The Medieval English Sheriff to 1300*, Manchester, 1927, Ch. 8; Do., *The Early English County Court*, Berkeley, 1926, pp. 138–9; Cam, H. M., *Liberties and Communities in Medieval England*, London, 1963, XVI.
 - 11) Maddicott, *op. cit.*, pp. 28–9.
 - 12) Palmer, R. C., *The County Court of Medieval England 1150–1350*, Princeton, 1982, ch. 5.
 - 13) Maddicott, *op. cit.*, pp. 32–3.
 - 14) *Ibid.*, pp. 34–6.
 - 15) *Ibid.*, p. 37.
 - 16) *Ibid.*, p. 37.
 - 17) *Ibid.*, p. 39.
 - 18) Given–Wilson, C., The King and the Gentry in Fourteenth Century England., *TRHS*, 5th ser. vol. 37, 1987, pp. 87–102; Do., *The English Nobility in the Late Middle Ages*, London, 1987, ch. 3.
 - 19) Bennett, M. J., *Community, Class and Careerism, Cheshire and Lancashire Society in the Age of Sir Gawain and the Green Knight*, Cambridge, 1983.
 - 20) Cherry, M., 'The Courtnay earls of Devon: the formation and disintegration of a late medieval aristocratic affinity', *Southern History*, 1979.
 - 21) Given–Wilson, *English Nobility*, pp. 75–6.
 - 22) *Ibid.* 同様のコメントはヒックス Hicks, M. A., の Roger Virgoe の論文の紹介文の中にもみられる。 *Profit, Piety and the Professions in Later Medieval England*, Gloucester, 1990, xii–xiii. ほかに次ものを参照。 Saul, Nigel, Conflict and Consensus in English Local Society, in *Politics and Crisis in Fourteenth Century England*, ed by John Taylor and Wendy Childs, Gloucester, 1990, pp. 38–58; Do., *Knights and Esquires; The Gloucester Gentry in the Fourteenth Century*, Oxford, 1981, pp. 257–62.
 - 23) Given–Wilson, *King and Gentry*, p. 95.
 - 24) *Ibid.*, p. 96.
 - 25) *Ibid.*, p. 100.
 - 26) ギヴン・ウィルソンはその著書 *The Royal Household and the King's Affinity: Service, Politics and Finance in England 1360–1413*, Yale, 1986 の中で、王のアフィニティに属することが、その人の社会的地位を決める上でいかに重視されたかを詳説している。この著書に対する C. T. Wood の書評をも参照。 *American Historical Review*, 94–2, 1989, pp. 398–9.
 - 27) Given–Wilson, *English Nobility*, p. 82.
 - 28) 州共同体とアフィニティの関連については新井由紀夫「15世紀前半のイングランドに於けるジェントリとアフィニティ——ジェントリの遺言書からの分析——」『史学雑誌』95–8、1986、20–21頁に言及されているが、そこではギヴン・ウィルソン説は関説されていない。

(本稿は平成三年度文部省科学研究費補助金一般研究 C による筆者の研究成果の一部である。)

(原稿受理 1992年12月1日)